

令和4年度 四万十市立大用中学校いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に係わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「自ら学ぶ意欲をもち、心豊かで、たくましい生徒の育成」を教育目標としており、重点目標の中にも「心豊かでたくましい生徒の育成」を掲げ、相手の立場で考え、思いやりがあり、仲間とともに身近な問題を解決していく生徒の育成を目指すとともに、いじめは、重大な人権侵害であるという認識のもとに、ここにいじめ防止基本方針を定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒等が一定の人間関係にある他の生徒等から、心理的又は物理的な攻撃(インターネットを通じて行われるものを含む)を受けたことにより、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ☆冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる
- ☆意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる
- ☆わざと遊ぶ振りをして叩かれたり、蹴られたりする
- ☆金品をたかられる
- ☆金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ☆嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ☆パソコン(インターネット上)や携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3. いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

P T A 役員（1名）、校長、教頭、生徒指導担当、人権主任、全学級担任(基本:全教職員
S H L、SC、SSW

(3) 役割

- ・いじめ防止基本方針の策定
- ・いじめの未然防止
- ・いじめの対応
- ・教職員の資質向上のための校内研修
- ・年間計画の企画と実施
- ・年間計画進捗のチェック
- ・各取組の有効性のチェック
- ・いじめ防止基本方針の見直し

4. 年間計画

本基本方針に沿って、以下の通り実施する。

	1 年生	2 年生	3 年生	学校全体
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知 ・自己紹介資料及び面談によって把握された生徒状況の集約 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知 ・自己紹介資料及び面談によって把握された生徒状況の集約 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知 ・自己紹介資料及び面談によって把握された生徒状況の集約 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「いじめ対策委員会」（職員会で） ・P T A 総会で「いじめ防止基本方針」の説明 ・小中連携（生徒情報交換・年間計画の確認等） ・第1回「富山の子どもを育む会」、P T A 役員会
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツテスト ・第1回学校生活アンケートの実施（いじめ防止含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツテスト ・第1回学校生活アンケートの実施（いじめ防止含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツテスト ・第1回学校生活アンケートの実施（いじめ防止含む） 	

6月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回Q-U実施 ・地域行事への参加協力（田植え） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回Q-U実施 ・地域行事への参加協力（田植え） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回Q-U実施 ・地域行事への参加協力（田植え） 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究授業月間（わかる授業作りの推進） ・第2回委員会（進捗確認及び生活アンケート・Q-U分析）
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・鮎しゃくり漁体験 ・防犯教室（講演会） ・地区老人会との交流 ・人権学習集中プラン ・保護者面談（家庭での様子の把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・鮎しゃくり漁体験 ・防犯教室（講演会） ・地区老人会との交流 ・人権学習集中プラン ・保護者面談（家庭での様子の把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・鮎しゃくり漁体験 ・防犯教室（講演会） ・地区老人会との交流 ・人権学習集中プラン ・保護者面談（家庭での様子の把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回「富山の子どもを育む会」、PTA役員会、評価アンケート（地域） ・一学期総括校内研修 ・小中合同研修会 ・PTA役員会 ・第3回委員会（状況報告と取り組みの検証）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・保小中地域大運動会 ・中央区陸上大会（全校生徒参加） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保小中地域大運動会 ・中央区陸上大会（全校生徒参加） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保小中地域大運動会 ・中央区陸上大会（全校生徒参加） 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・地区老人会との交流 ・地域行事への参加協力（稲刈り・ぎんなん祭り） ・第2回学校生活アンケートの実施（いじめ防止含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区老人会との交流 ・地域行事への参加協力（稲刈り・ぎんなん祭り） ・第2回学校生活アンケートの実施（いじめ防止含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区老人会との交流 ・地域行事への参加協力（稲刈り・ぎんなん祭り） ・第2回学校生活アンケートの実施（いじめ防止含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究授業月間（わかる授業作りの推進）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳参観日 ・クリーンキャンペーン、親子スポーツ大会、小中合同親子昼食会 ・中央区音楽祭（全校生徒参加） 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳参観日 ・クリーンキャンペーン、親子スポーツ大会、小中合同親子昼食会 ・中央区音楽祭（全校生徒参加） 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳参観日 ・クリーンキャンペーン、親子スポーツ大会、小中合同親子昼食会 ・中央区音楽祭（全校生徒参加） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者を含む教育講演会

11月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回Q-U実施 ・地区老人会との交流 ・校内マラソン大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回Q-U実施 ・地区老人会との交流 ・校内マラソン大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回Q-U実施 ・地区老人会との交流 ・校内マラソン大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回委員会（進捗確認及び生活アンケート・Q-U分析）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権参観日(校内弁論大会) ・保護者面談（家庭での様子の把握） ・住次郎地区老人会との交流 ・椎茸佃煮製造学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権参観日(校内弁論大会) ・保護者面談（家庭での様子の把握） ・住次郎地区老人会との交流 ・椎茸佃煮製造学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権参観日(校内弁論大会) ・保護者面談（家庭での様子の把握） ・住次郎地区老人会との交流 ・椎茸佃煮製造学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・二学期総括校内研修 ・学校評価アンケート（生徒・保護者・教職員）
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回学校生活アンケートの実施（いじめ防止含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回学校生活アンケートの実施（いじめ防止含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回学校生活アンケートの実施（いじめ防止含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価アンケート集約、報告
2月				
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・お別れ遠足 ・保護者面談（家庭での様子の把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・お別れ遠足 ・保護者面談（家庭での様子の把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・お別れ遠足 ・卒業式 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回「富山の子どもを育む会」、PTA役員会 ・第5回委員会（生活アンケート分析、年間の取り組みの検証と次年度年間計画の作成）

*相談窓口は学級担任を中心に、生徒が相談しやすいと思われる管理職も含め全教職員とする。

5. 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、上記のように年5回の会議を開催し、取り組みが計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた基本方針や計画の見直し等を行う。

第2章 いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚・意志を育む学習活動を各教科、特別

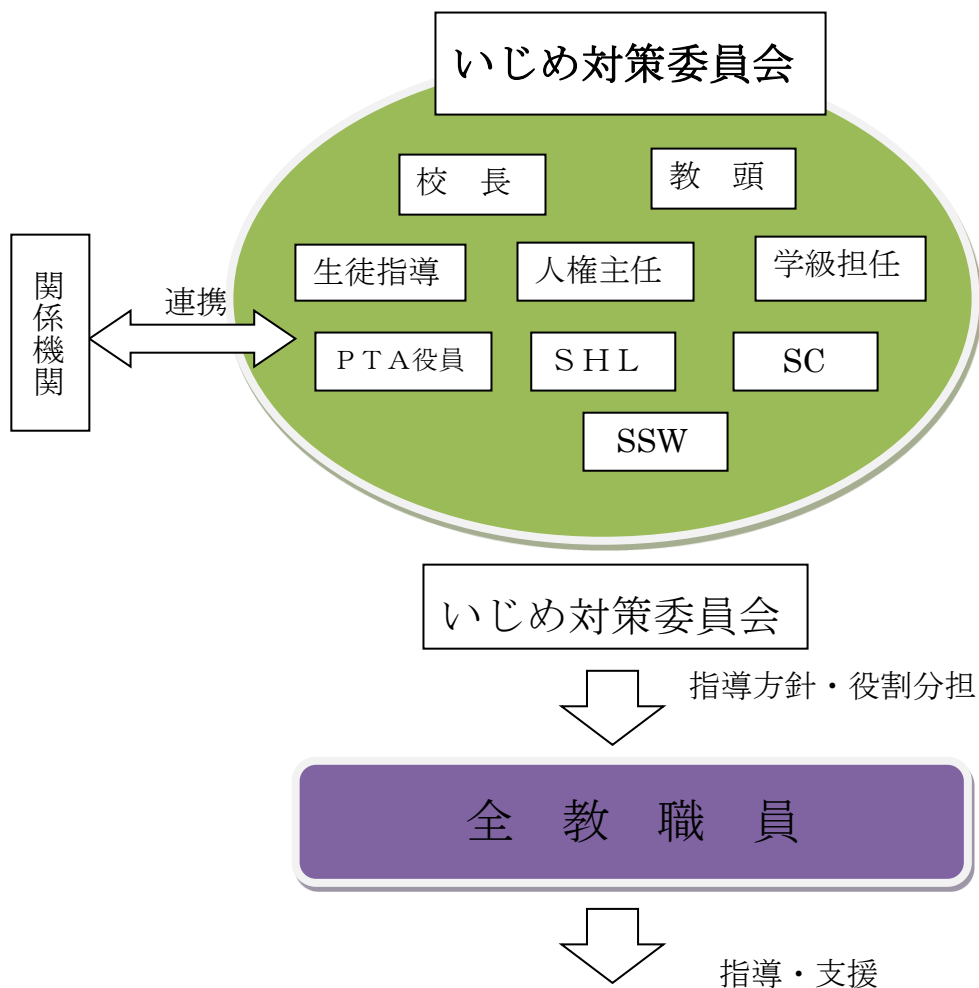
活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係作りや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

いじめ問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持って取り組む必要がある。

本校は、「心豊かなたくましい生徒の育成」を重点目標の一つとしている。その中で、人権問題についての正しい認識と、あらゆる差別をしない、させない、許さない心を育て、お互いが大切にされる仲間作りを目指し教育活動を展開していき、生徒それぞれが互いの違いを認め、支え合いながら共に生きることを大切にする「共生」の考え方の理解につなげていく。

このことは、いじめの未然防止にかかわる重要な要素と考える。

2. いじめ防止のための体制



全校生徒

3. いじめ防止のための対策

(1) 生徒の心を耕す教育の総合的な推進

○「夢」や「志」を喚起し、豊かな人間性を育む教育の推進

生徒がそれぞれの立場で自分についてよく知り、集団の中での自分をしっかりと位置付け、将来を切り拓いていくためには、「人とつながり、人を思い、人に役立つ」ということを大事にしながら、それぞれの「夢」や「志」を育てていかなければならない。そのために、「将来の夢と積極的な進路を実現への意欲の醸成に向け、知的好奇心・探求心を持ち主体的に取り組める学習活動の実施」に努める。

○自尊感情や豊かな感性を育む教育の推進

生徒の自尊感情や社会性、規範意識、思いやり等の豊かな心を育むとともに、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、学校間連携、家庭・地域と連携した市町村ぐるみの道徳教育を推進する。

また、生徒の豊かな情操やコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力等を育む為、分かる授業を実践し学力を向上させる取組やことばの力を高めるための読書活動やN I E活動、対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動を充実する。さらに、生命や自然を大切に、感動や感謝の心、社会性や規範意識を育てる為、自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を推進する。

あわせて、生徒のいじめ防止等の意識を高める為に、警察等と連携して取り組むいじめやインターネットの問題をテーマにした非行防止教室等を開催する。

○情報モラルの教育の充実

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象をなり得る。

このようなインターネット上のいじめの特質等を踏まえ、生徒に対してインターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処ができるよう、生徒に対する情報モラル教育の充実を図る。

○人権感覚を育む人権教育の推進

生徒の人権が尊重され、安心して過ごせる環境をつくるために、すべての教育活動を通じて人権教育を基盤とした学級づくり、学校づくりに取り組む必要がある。

そのためには、生徒が自他の大切さを強く自覚し、よさを認め合える人間関係を協力的につくることができるように、生徒に関わる教職員の人権感覚を育成するための研修機会を積極的に提供する。

(2) 生徒一人ひとりがもっている力を引き出す生徒指導の推進

○学校経営に生徒指導の三機能を位置付けた取組の推進

いじめを生じさせないためには、生徒が安心して過ごせ、「夢」や「志」、自信をもてる学校を実現することが必要であり、学校の教育活動全体を通して、すべての生徒を対象に、自己肯定感や自己有用感を高め、社会性を育むことを意識した生徒指導を組織的に推進していくことが重要である。

そのため、授業をはじめとするすべての教育活動の中に、生徒指導の三機能(自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的人間関係を育てる)の視点を位置付けた取組の推進を図る。

○生徒の主体的な活動の推進

いじめを生じさせない・許さない学校づくりを推進するためには、学級活動を通して生徒の身の回りにある問題について主体的に話し合い問題解決していくことや、生徒会活動等を通して望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校づくりに主体的に参画することが重要である。

そのために、道徳科の授業はもとより、学級活動、生徒会活動等の特別活動において、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。また、いじめやインターネットの問題の解決に向けて、各学校の生徒会による実践交流や協議等を行うなど、生徒会活動の活性化を図る。

(3) 教職員の資質能力の向上

学校におけるいじめの未然防止の取組については、いじめの重大性を全教職員が認識し、いじめの態様や特質、原因や背景、具体的ないじめの認知や指導上の留意点等について教職員間の共通理解を図り、校長を中心に組織的な協力体制を確立して実践に当たる必要がある。

○校内研修の実施の促進

年に数回、全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解するとともに、いじめに対する個々の教職員の認知力・対応力の向上や、学校としての組織的な対応を図るための校内研修の実施を促すとともに、研修資料・情報提供等の支援を行う。

また、いじめの態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上に向けた校内研修の推進を図る。

○障害のある生徒に対する指導の在り方についての理解

障害のある生徒が周囲の生徒に十分に理解されず、いじめの「被害」を受けないよう、教職員を中心とした周りの大人が最大限の支援を行わなければならない。

そのためには、教育的な活動を通して障害に対する理解を促すとともに、障害のある生徒だけでなく、生活の中でつまづきやすい生徒を含めた、すべての生徒が互いの特性を理解し合い、助け合ってともに伸びていこうとする学級集団づくりを行う必要がある。

また、障害のある生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた効果的な支援や指導を行う為に、「個別の指導計画(教育支援計画)」を作成する等、早期からの支援体制をいっそう整備するとともに、「支援引き継ぎシート」を活用した校種間の引き継ぎなどを効果的に利用し、特別支援教育のさらなる充実を図る。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大をおそれるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない行動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。生徒とともに過ごす機会を積極的に設けることが大切である。

担任や教科担当が互いに気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有することも大切である。

2. いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは、年3回(学期に1回)実施する。

定期的な教育相談の機会としては、学期毎の三者面談の実施。毎職朝での生徒情報の全職員での共有、毎週の校内研修・職員会において全校生徒の情報交換の実施、学級担任を主に適宜行う個別面談による確認、年間2回実施をするQ-Uによる学級診断、生徒・保護者・教職員対象に実施をする学校評価アンケートなどを通して気になる行為等の情報を教職員間で共有していくことが大切である。

- (2) 保護者と連携して生徒を見守るために、日頃から生徒のよいところや気になるところ等、学校での様子について「生活日誌」等を活用し連絡を取り合うことが大切である。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、日頃からの声かけ等により、良好な人間関係を築いておくことが大切である。また、些細な情報であってもきちんと対応し、担任だけでなく、全教職員集団として共有することも大切である。

- (4) 保護者会等で、「何かあれば担任に気軽に相談してください。」「担任に相談しづらい場合には、直接管理職に気軽に相談してください。」と校長や生徒指導担当、担任が繰り返すことで、相談体制を広く周知する。
- 定期的なアンケート等により、相談体制が適切に機能しているかなど、定期的に点検する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いについて、個人情報保護法に沿って適切に管理する。

第4章 いじめに対する考え方

1. 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止に大切なことである。近年の事象をみると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことが出来ると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2. いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階から的確に関わる。
- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職をはじめ全教職員に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が市教育委員会に報告し、状況に応じて、各関係機関と相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、関係機関と連携し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3. いじめられた生徒又はその保護者への支援

(1) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4. いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実確認の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実確認を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒には、いつ自分が被害を受けるかもしれないとい

う不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめを無くすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒達だけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、全ての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について、地域や家庭の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や地域交流学习等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことが出来るよう適切に支援する。

6. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「技術・家庭」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

平成31年4月3日 改定